

福県医発第1809号(地)

平成20年11月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

全国健康保険協会の保険者番号等の変更に伴う
特定健康診査等の取扱いについて

標記の件につきまして、全国健康保険協会より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

さて、社会保険庁が運営していた政府管掌健康保険（以下、「政管健保」）は、本年10月1日に設立された全国健康保険協会（以下、「協会」）が運営することとなり、それに伴い、保険者番号（4ケタから8ケタ）並びに被保険者記号・番号が変更しております。

そのため、政管健保の時期に受診券を受け取り、10月以降新しい保険証を受け取った場合において、受診券記載の保険者番号と被保険者証の保険者番号とが異なるケースが生じているため、この様なケースの対応について、別紙「保険者番号等の変更に伴う特定健康診査等の取扱い（1. 受診券及び利用券の確認、2. 特定健診等のデータの送付、3. 特定健診等のデータの返戻）」に示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 「受診券整理番号」及び「利用券整理番号」は変わっておりません。
- 2) 政管健保で発行された受診券については、従前の保険者番号等が記載されていますが、そのままこの番号を収録して差し支えありません。
- 3) 従前の保険者番号等を収録して提出したデータが返戻される場合、協会システムで変換された新しい保険者番号等が収録されて返戻されます。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(地Ⅲ194)

平成20年11月19日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田 健



全国健康保険協会の保険者番号等の変更に伴う
特定健康診査等の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全国健康保険協会の保険者番号等の設定及び被保険者資格証明書の取り扱いにつきましては、平成20年9月24日付（保141）をもって貴会宛にお送りさせていただいております。

今般、別添のとおり、保険者番号等の変更に伴う特定健康診査等の取扱いについて、全国健康保険協会保健サービス次長より全国健康保険協会都道府県支部長宛に通知がなされ、本会にも全国健康保険協会理事長より周知方依頼が参りました。

本通知では、1. 受診券及び利用券の確認、2. 特定健診等のデータの送付、3. 特定健診等のデータの返戻について示されております。

特に、従前の保険者番号等を収録して提出したデータにつきましては、社会保険診療報酬支払基金を通じて返戻される特定健診等のデータには、協会システムで変換された新しい保険者番号等が収録されて返戻されることになります。「受診券整理番号」、及び「利用券整理番号」に変更はありませんので、返戻されたデータを特定する場合には、整理番号を確認していただくことにご留意下さいますようお願いいたします。

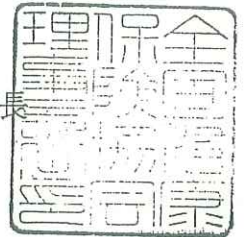
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



協発 第 1030001 号
平成 20 年 10 月 30 日

社団法人 日本医師会長 殿

全国健康保険協会理事長



保険者番号等の変更に伴う特定健康診査等の取扱いについて

標記につきましては、別添のとおり、全国健康保険協会都道府県支部長あて通知したので、関係者に対する周知方特段のご配慮をお願いいたします。

協保発第 1030001 号

平成 20 年 10 月 30 日

全国健康保険協会

都道府県支部長 殿

全国健康保険協会

保健サービス次長

保険者番号等の変更に伴う特定健康診査等の取扱いについて

標記については、別添の取扱いとなりますので、貴管下の特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）の実施機関（以下、「健診実施機関等」という。）、関係団体等への周知方よろしくお取り計らい願います。

保険者番号等の変更に伴う特定健康診査等の取扱い

ご承知のとおり、本年 10 月 1 日に全国健康保険協会が設立され、社会保険庁が運営していた政府管掌健康保険は全国健康保険協会が運営することになりました。政府管掌健康保険では、保険者番号が 4 ケタでしたが、協会管掌健康保険ではこれが 8 ケタに変わっております。また、被保険者記号も変わっております。このため、政府管掌健康保険の時期に受診券を受け取り、10 月以降新しい保険証を受け取った場合などにおいて、受診券記載の保険者番号と被保険者証の保険者番号とが異なるケースが生じますが、そうしたケースについて以下のとおり対応されたく、お願い申し上げます。

1 受診券及び利用券の確認

全国健康保険協会（以下、「協会」という。）の特定健診等の対象者（被扶養者）が、健診実施機関等において特定健康診査受診券（以下、「受診券」という。）又は特定保健指導利用券（以下、「利用券」という。）を健診実施機関等へ提示し、特定健診等を受ける場合、受診券又は利用券に記載されている保険者番号等と被保険者証に記載されている保険者番号等が異なる場合がありますが、その場合には、次により取扱ってください。

- ① 被保険者証と受診券及び利用券に記載されている「氏名」、「生年月日」及び「性別」の全てが一致することを確認してください。
- ② 被保険者証、受診券又は利用券が、政府管掌健康保険（社会保険事務局）で発行されたものであっても協会管掌健康保険の加入者として取り扱ってください。

2 特定健診等のデータの送付

特定健診等の費用の請求及び実施結果については、厚生労働省から示されている標準的なデータファイル仕様に基つき代行機関（以下、「支払基金」という。）へ送付して頂くこととなりますが、その際には、次の事項に留意ください。

① 特定健診情報ファイル

特定健診情報ファイルにおける受診者情報の「保険者番号」、「被保険者証等記号」及び「被保険者証等番号」については、受診券に記載されている保険者番号等（※）を収録してください。

なお、特定保健指導情報ファイルにおける利用者情報の「保険者番号」、「被保険者証等記号」及び「被保険者証等番号」についても同様です。

② 決済用情報ファイル

決済用情報ファイルにおける受診者情報の「保険者番号」、「被保険者証等記号」

及び「被保険者証等番号」については、受診券に記載されている保険者番号等（※）を収録してください。

なお、特定保健指導における決済情報ファイルにおける利用者情報の「保険者番号」、「被保険者証等記号」及び「被保険者証等番号」についても同様です。

（※）政府管掌健康保険（社会保険庁）で発行された受診券については、従前の保険者番号等が記載されていますが、そのままこの番号を収録して差し支えありません。

3 特定健診等のデータの返戻

上記2で送付されたデータは、協会のシステムに取り込む際に新しい保険者番号等へ自動的に変換されるため、事務点検で疑義等が生じたデータについて、社会保険診療報酬支払基金を通じて返戻するデータには、協会システムで変換された新しい保険者番号等が収録されて返戻されることとなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、「受診券整理番号」及び「利用券整理番号」は変わりませんので、返戻されたデータを特定する場合には、これらの整理番号を参考にしてください。